



2013年12月6日

-Speed Racerライセンス訴訟が和解で決着 -

すべてのSpeed Racerの権利がタツノコプロに戻る。

株式会社タツノコプロ（以下、「タツノコ」）がSpeed Racer Enterprises Inc.（以下、「SRE」）及びJames Rocknowski他に対しSpeed Racer（日本名”マッハGoGoGo”）のライセンス許諾に関してカリフォルニア州ロサンゼルス郡の裁判所に提訴していた2件の訴訟は、当事者相互の合意によって和解に至り、取り下げられる事となった。

この2件の訴訟は タツノコがSREとの間で2000年6月1日に締結し、2010年4月15日に更新されたSpeed Racerの知的財産権のライセンス許諾契約に関して行われた。

和解合意は当事者が当該ライセンス契約が2011年5月31日（以下”契約終了日”）をもってすべて完全に終了したことに合意し、ライセンス契約に基づきSREが許諾されていたすべての権利及び権益については契約終了日をもって即時に消失し、Speed Racerに関わるすべての権利が自動的に且つ完全にタツノコに戻った事を確認した事を含む。したがって、契約終了日の時点で、タツノコはSpeed Racerの知的財産権を単独で所持し全世界的に独占的に使用する権限を持つ。

和解の結果、双方がお互いのビジネス関係が終了していることを確認し、さらに契約終了日以降のSpeed Racerにかかる如何なる、且つすべての知的財産権がタツノコに戻った事、およびかかる知的財産権の全世界での行使、利用、ライセンス許諾は今後、タツノコが単独で、タツノコを通じて行われること、更に契約終了日以降に許諾されたSpeed Racerの権利はタツノコが認可しておらず無権代理の状態で行われた事を互いに確認・合意した。

■本件に関するお問い合わせ先
株式会社 タツノコプロ
管理部 原田 TEL(0422)38-9111